

いじめ防止基本方針

天童市立第一中学校

令和5年度

(令和5年4月1日改訂)

令和5年度
天童市立第一中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめ問題への対応は本校における最重要課題の一つである。

いじめを背景として、生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はいつでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。子供一人一人の様子を今まで以上にしっかりと見つめ、いじめを未然に防止し、また、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるように、組織的に取り組まなければならない。

本校は、「英知・活力・気品」を学校教育目標として「自律と尊重する心」を学校経営の重点としている。本校の生徒が、自他の「いのち」を大切に、「思いやり」の心を育てると共に「いじめはするだけでなく、見て見ぬふりをする行為も許されない」という認識をもち、子ども自身だけでなく、教職員も「いじめは絶対しない、させない」という強い意識をもって、いじめの未然防止や早期発見・解決に取り組む。

このため、天童市における天童市いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの根絶に向けて全力をあげて取り組むものとする。

平成27年10月5日に「天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会」による調査報告書で8つの提言が示された。本校が全うすべきものとして以下に掲げ、いじめ防止に努める。

- ① 学校いじめ防止等対策組織は、名目的にそれを設置することでは足りず、いじめ防止等対策について、学校全体の組織としていじめ情報を、兆候事実を含めて集約し、実効性のある対応と措置ができる実質的な内容を有するものでなければならない。
- ② 部活動においてもいじめは発生し、その温床となりやすいことを認識して、部活動を含む学校活動全体に対して組織的にいじめ防止等対策を実施することが求められる。
- ③ 暴力を伴わないいじめ（心理的な嫌がらせなど）を過小評価することなく、いじめが集団構造及びその力関係の中で行われるものであること、日常的な悪口や嫌がらせでも被害生徒にとってはダメージが大きく深刻な事態を発生することを正しく認識した対応と措置を実践する必要がある。
- ④ 個別のいじめへの対応に際して、いじめ事実及び兆候事実を認知した個々の教師が自分だけで情報価値の重みを判断し、必要な情報を取捨選択することなく、すべての情報を共有すべきである。
- ⑤ いじめを受けている子供の中には、周囲に相談せずその苦痛を表わせず、大丈夫であることを振る舞う子どもがいること、そして、いじめを人に伝えたときはいじめが進行していることを踏まえ、些細な変化に留意すると共に、その子どもを守るための適切な対応を取ることが必要である。
- ⑥ 加害生徒への指導にあたっては、いじめであるかどうか固執して、それを認めさせ単に叱責したり謝罪させたりするのではなく、自己の行為が相手に与える傷つきや苦しみを真に実感できる様な認識に至るべく働き掛けることが重要である。
- ⑦ いじめについての相談、対応等については、これを記録し、いじめ防止等対策組織において共有するとともに、対応が検証可能となるよう、記録を保管整理すべきである。

- ⑧ いじめの対応及び解決を図る際には、いじめられた子供の主体性と参加を重視し、適切な情報提供に努めると共に、その意向を踏まえた対応が必要である。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

以下「いじめ」の定義について教職員全体で共有し、「いじめ」を学校から根絶する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ③ 「いじめ」の具体的な態様としては次のようなものである。
 - ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。等
 - ・ けんかやふざけ合い、好意で行った行為であっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かが判断される。

【いじめの問題に対する教職員の基本認識】

- ① 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義をしっかりと共通認識する。
- ③ いじめの態様をしっかりと共通認識する。
- ④ 担任や部活動顧問等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

3 いじめの早期発見

- (1) いじめを認知するにあたり、表面的・形式的に行うことなく、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行う。このため、本校では生徒のいじめの早期発見及び生徒との信頼関係の構築のため、日頃から生徒の様子をしっかりと見守るために、以下のような取り組みを進める。

| |
|--|
| <p>【日常的な生徒の見とり】 ※授業以外でも日常的に生徒と関わる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登校時、校長、各学年主任が昇降口で生徒と挨拶を交わす。 ・ 登校時、担任は早めに教室に行き、生徒を迎える。 ・ 業間は教科担任が可能な限り生徒を見とる。 ・ 給食の準備・後片付けは学年外の教員も含めて全校体制で行う。清掃指導も同様。 ・ 昼休みは、生徒指導主事が校内を巡視し担任は可能な限り生徒と共に過ごす。 ・ 終わりの会后、担任は全員が教室を退室したことを確認し、放課後の活動に入る。 ・ 放課後の部活動は必ず顧問がつく。複数顧問制の活用。 ・ 担任による生活記録ノートや班ノートの確認を行う。 |
| <p>【アンケート調査等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学期の始めと活力祭後に「生活アンケート」を実施する。学習や身体のこと等も含めて、学級や部活動など友達関係の中で心配なことがないかを記述する。 ・ 「いじめ発見調査アンケート」、「いじめに関する保護者アンケート」を年2回、県の様式で実施する。 ・ Q-U アンケートを年2回実施する。 <p>*各種のアンケート調査等によって、生徒の状況について把握できるように取り組んでいく。</p> |
| <p>【教育相談活動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談期間を設け、全校生を対象に面談をする。(年2回) <p>【部活動ミーティング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度初め、総体終了後などに全校一斉に部活動ミーティングを開催する。部の活動方針や約束事の確認、「いじめ」などの問題はないか、チームとしての課題などを話し合いや必要に応じて個別アンケートを実施しながら有意義な部活動が展開されるようにしていく。 |
| <p>【チェックリストの活用】</p> <p>◇ 家庭における具体的チェックリスト</p> <p>*以下のリストを保護者に配布し、日常の子どもの見取りの視点を明確にする。気になる点がある場合は、担任等に気軽に相談できる体制を整えておく。</p> <p>◇教職員用による具体的チェックリスト</p> <p>*以下のリストを参考に生徒の様子を見ていく。気になることがあった場合は、そのまま放置せず、当該生徒と面談したり、主任等に報告、相談したりするなどし、的確にかつ素早い対応をしていく。</p> |

【保護者用チェックリスト】

● 友人関係について

- 友達のことをたずねたとき表情が暗くなり、話をしなくなるなど、言葉数が減る。
- 不審な電話、嫌がらせのメールなどが来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- 親しい友人が来なくなり、これまで見かけない者がよく訪ねてくる。

● 金品について

- 買い与えたものがなくなっていたり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。

● 登下校について

- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気など身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。

● 本人の言動について

- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。

● 本人の様子について

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしったりしている。
 - 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのをさけるため)
 - 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
 - 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
 - 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
 - 投げやりで集中力がなくなる。ささいなことでも決断できない。
 - テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
 - インターネットやメール等を利用しながら表情がくもる。
- 本人の行動について
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
 - メールを見ない。パソコンの前に座らない等、IT機器を遠ざけるようになる。
 - いらいらして反抗的になったり、急に元気がなくなったりする。
 - 言葉遣いが荒くなり、親兄弟に反抗したり、ペットをいじめや、物に八つ当たりする。
 - 刃物など、危険な物を隠し持つようになる
- 本人の学習について
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったり、急激に成績が下がる。

【教職員によるチェックリスト】

◆ いじめが起こりやすい学級集団

- ① 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- ② 掲示物が破れていたり落書きがあったりする。
- ③ グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- ④ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある。
- ⑤ 些細なことで冷やかしたりするグループがある。

◆ 日常の行動・表情の様子

- ① 遅刻・欠席が多くなる。
- ② 顔色が悪く、元気がない。
- ③ 早退や一人で下校することが増える。
- ④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- ⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない。
- ⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。

◆ 授業中・休み時間

- ① 発言すると、周囲から冷やかされる。
- ② 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ③ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある。
- ④ 班編制の時孤立しがちである。
- ⑤ 教室へいつも遅れて入ってくる。
- ⑥ 教職員の近くにいたがる。

◆ 昼食・清掃時

- ① 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- ② いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている。
- ③ 一人で掃除をしている。

◆ その他

- ① 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- ② 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。
- ③ 衣服の汚れや破れが見られる。
- ④ 手や足に擦り傷やあざがある。
- ⑤ けがの状況と本人が言う理由が一致しない。

◆ いじめている子ども

- ① 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- ② あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- ③ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ。
- ④ グループで行動し、他の子どもに指示を出す。
- ⑤ 他の子どもに対して威嚇する表情をする。

(2) 相談窓口の設置と周知

- ・ 生徒及びその保護者に対して気になることがあれば教職員にいつでも相談して欲しいという旨を伝える。また、校外では相談窓口など、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まずに声を出していくことの大切さを啓発していく。

天童市 相談窓口

- 電話教育相談「教育相談ダイヤル」023-654-1111（内線 823）8:30~17:15（平日）
- ※ 天童市内の児童生徒・保護者・教職員を対象としています。学校教育課教育相談担当が教育に関する相談に応じます。
- 来所教育相談「教育相談室」023-654-1111（内線 823）8:30~17:15（平日）
- ※ 天童市内の保護者・教職員を対象としています。予約した相談日に来所して頂き、1時間をめどに、相談員や臨床心理士が個別に面談を行い、教育に関する相談に応じます。
- 家庭児童相談
- ※ 天童市内の保護者等を対象にしています。子どもの養育、しつけ、障がい等、子どもや家庭に関することについて、市子育て支援課の家庭児童相談員が相談に応じます。また、児童虐待についての連絡先にもなっています。
- すこやかルーム（発達支援室）023-652-0884 週2回、市健康センター2階にて開設
- ※ 天童市内の1歳~中学3年生の子どもの保護者を対象にしています。「ことば」や「周囲との関わり」などの面で苦手なことがある子どもへのフォローや支援の仕方について、臨床心理士や保健師が面談を行い、相談に応じます。電話による予約が必要です。

山形県教育センター内 相談窓口

- 教育相談ダイヤル 023-654-8181 8:30~20:30（平日）8:30~17:30（土・日・祝日）
- いじめ相談ダイヤル 023-654-8383 24時間対応
- 来所相談予約受付ダイヤル 023-654-8181 8:30~17:00（平日）
- 教育相談メール non-ijime@pref.yamagata.jp
- ※ 上記四つの窓口は児童生徒・保護者・先生方を対象としています。いじめ、不登校、学習、進路、行動、心身の発達、しつけ、学校との関係、学級経営、関係機関との連携、虐待など、様々な課題について対応します。

山形地方法務局 相談窓口

- 子どもの人権 110番 0120-007-110 8:30~17:15（平日）
- ※ いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談を受け付けます。

山形県児童福祉相談センター 相談窓口

- 子ども女性電話相談 023-642-2340 8:30~22:00（年末年始以外）
- ※ 子どもと家族、女性に関する相談全般を受け付けます。

県中央児童相談所 相談窓口

- 電話相談 023-627-1195 8:30~17:15（平日・土日・祝日）緊急時は24時間対応
- ※ 児童の様々な悩みや心配事、児童虐待についても相談を受けます。

4 いじめの防止等に関わる組織

(1) 組織の構成員について

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等に組織的に対応するための中核となる常設の組織「いじめ防止対策推進委員会」（下記）を常設する。

| |
|--|
| ◇校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、 教育相談委員長、教育相談各学年担当教員、すこやかスクール相談員、 関係する学級担任、部活動顧問等 |
| ◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、PTA 三役（会長 1 名、副会長 2 名） 学校評議員代表、人権擁護委員等 |

(2) 組織の具体的取り組み

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめに関する情報や問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係わる情報等があった時には速やかに会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と、家庭との連携等の組織的対応。

(3) 校内組織の実効的な運用

| |
|--|
| 【校内職員の会議】 ※情報の共有、対応についての協議 週に 1 時間、時間割内に組み込んで開催。教育相談委員会と連携して取り組む。会議後はその内容を共有するため、学年主任はいじめに係わる生徒が在籍する学級担任に対して確実に会議の内容を報告。生徒指導主事は部活動に係わる教職員について確実に会議の内容を報告。会議後の連絡を密にする。 また、いじめ問題が発生した場合、その態様を鑑み校外関係者を含めて開催する。 |
|--|

5 未然防止の取組

(1) 道德教育の推進

生徒が豊かな情操を養い、自他の存在を等しく認め、互いに思いやり、尊重しあえる態度を育成していくことが、「いじめをしない、させない」社会の形成に資することを踏まえ、全ての教育活動を通して道德教育の推進と体験活動等の充実を図る。

道德教育推進体制を整備し、道德教育全体計画・道德教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道德教育の要となる道德の時間においては、学習指導要領に基づき、教科書を活用し、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道德的実践力を高めていく。

| |
|--|
| 【道德教育】 いのちを大切にし、将来の自分のよりよい生き方を主体的に考えさせる。他者との違いを理解しながら、よりよい人間関係を築く力を身につけさせる。この二つを学校の重点価値項目とし、年間指導計画内に意図的に配置し、学校全体で共通理解を持ち指導に臨む。 |
|--|

(2) 生徒による主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい。したがって、「いじめは絶対しない、絶対させない」学校を生徒が主体的に創っていくことが必要である。あいさつや言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合ったり、生徒が課題を主体的に解決したりできる集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む教育の推進を図る。

さらに、生徒による主体的ないじめの防止等の取り組みを通して、「いじめは絶対しない、絶対させない」学校づくりを一体となって推進する。

【生徒会の取り組み】

「安心して楽しく過ごせる明るい学校」を目指して生徒会の運営を行い、「何事にも楽しく取り組める一中生」「思いやりのある一中生」「多様性を尊重できる一中生」を目指す。他人を傷つけるような行為の未然防止について学級で話し合う活動等を通して、いじめ防止に関する啓蒙を行う。

(3) 教職員の資質・能力の向上

生徒の自己有用感を高め、共感的人間関係を構築し、自己決定の場を設定するなどし、生徒指導を十分に機能させた自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。そのため、効果的な生徒指導のあり方についての研修等を設定し、教職員の資質を高める。

【学級経営改善対策】

Q・Uアンケートの分析結果を生かした学級集団づくりを実施する。必要に応じて、講師等を招聘し、研修を行う。

【校内研究】

「友に学び、共に学ぶ」という視点から、他との関わりの中で行われる共感的な学びの中で授業を展開していく。「自尊感情を高める・共感的人間関係を築く・自己決定の場をつくる」ことを意図的に授業の中に組み入れていく。

(4) 外部講師による講演会・講話の実施

【いじめ防止講話、人権擁護講話、防犯講演会等】

年度初め、学期末など、各学年の実態や発達段階に応じた、以下の内容の講演、講話を警察やSSW、人権擁護委員等の外部講師を招聘し、適時に実施する。

○ 1学年

社会のルール（善悪の判断）について、具体的事例について法的根拠による解説と指導。

○ 2学年

ネットによる誹謗中傷やネット依存等に関わって具体的事例による解説と指導。

○ 3学年

ネットトラブルへの対処方法やケータイを使う上でのルール、マナーに加え、被害者の立場、加害者の立場、それぞれの観点から具体的な事例による解説。

(5) きめ細かな状況把握を踏まえた学級経営の充実

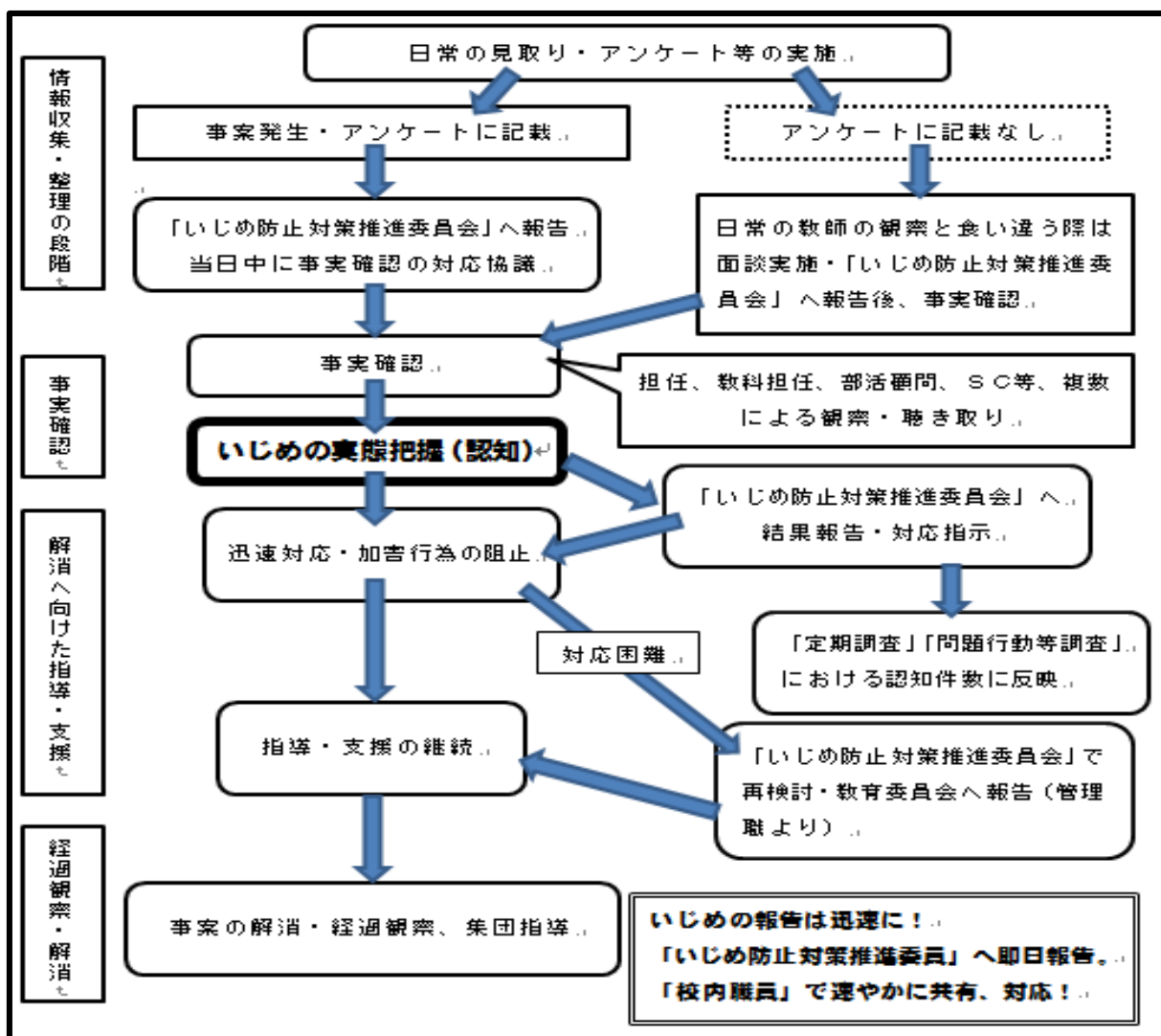
日常の行動観察、生活記録、アンケート調査、すこやか巡回相談におけるスクリーニング、学校生活における意欲や満足度の調査を行う学級集団アセスメント等の結果をもとに、生徒の

気持ちや人間関係、置かれた状況等、一人一人の有り様をきめ細かく捉えていく。また、学級集団の状況を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の生徒が安心して過ごせる学級づくりを推進する。

6 いじめ対応の基本的な流れ

(1) いじめ発見時の迅速な組織的対応

- ・ いじめの発見、報告を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかにいじめ防止対策推進委員会に報告し、迅速かつ組織的に対応する。
- ・ いじめ防止対策推進委員会においては、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を第一としつつ、速やかに正確な事実確認を行い、それを共有する。
- ・ いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際には、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないように留意する。
- ・ 推測や憶測によって性急に判断したり、軽視したりすることのないように丁寧に聴くようにする。
- ・ 生徒の個人情報の取り扱い等など、プライバシーにも十分に留意しながら対応する。
- ・ いじめの深刻化を防ぎ、早期解決を促すため、把握した事実の可視化に努め、情報の共有と指導方針や対応に生かす。



(2) いじめと認知した場合の対応

① いじめられた生徒及びその保護者への対応

- ・ いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。
- ・ いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、丁寧な対応を行う。
- ・ 状況に応じて、複数の教職員の協力のもと当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支えるサポート体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや専門家など外部の協力を得る。
- ・ いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。
- ・ 保護者の考えや訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪し、解決に向けて協力していただくなど、家庭との信頼関係の構築に努める。

② いじめた生徒及びその保護者への対応

- ・ いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、相手の感情を理解し、いじめが確認された場合、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の健全な人格の形成に主眼を置いた指導を行うようにする。
- ・ いじめた生徒に対しては、複数の教職員が連携し組織的に対応することで、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ・ 事実関係の確認後、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。
- ・ 学校と家庭が連携して適切な対応が行えるように、保護者の協力を求める。さらに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。

③ 集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるよう努め、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の生徒に徹底して指導する。さらに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、決して許されない行為であることを理解させる。

④ いじめの解決

- ・ いじめの解決とは、いじめた生徒による、いじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではない。いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
- ・ 事態の深刻化や再発を防ぎ、安全で安心できる豊かな生活を取り戻すためにも、解決したかどうかの見極めは慎重に行う。

◇いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、機関が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

◇被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・ いじめが「解消している」状態とは、一つの段階にすぎず、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑤ 個人カルテの作成

- ・ いじめ発見のきっかけ、いじめの態様、生徒への対応等を具体的に記述した個人カルテを作成する。教師が細かくメモした内容をカルテ化することにより報告、連絡、相談がより迅速に行われる。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの理解

インターネット上のいじめ（以下、「ネット上のいじめ」という。）とは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上の Web サイトの掲示板などに特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

【本校のネットに係わる実態と対応】

パソコン、スマートフォン、携帯電話、ゲーム機、携帯型音楽再生機など、インターネットにつながる機器の保有状況は概ね9割程度である。このような現状から、学校だけでなく家庭での、使い方の指導やルール作りが求められる。生徒、保護者に対し、PTAによる「家庭教育宣言」の周知を行う。

(2) 未然防止の取り組み

① 生徒に対する指導の充実

学習指導要領の内容を踏まえた上で教科・特別活動・総合的な学習の時間等を活用し、生徒の発達段階に応じた意図的・計画的な指導を行い、情報モラル教育の充実を図る。

【教科での取り組み】

技術・家庭科の「D 情報に関する技術」において、情報通信ネットワークの理解と、情報モラルについて考える。

② 生徒及び保護者に対する啓発

生徒及び保護者を対象とした「インターネットの有効利用のあり方」や「インターネットの不適切な使用による危険性」についての研修会や講演会を実施し、ネット上のいじめに対する未然防止や効果的な対応についての啓発を図る。

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。そのために、生徒のインターネット利用の実態や危険性等について保護者に周知し、ネット上のいじめへの対応と家庭における取組の重要性について啓発していく。

【具体的取り組み】

PTA 総会の資料の中にインターネットに関するリーフレットを挿入し、保護者に向けて説明し、啓蒙活動を行う。

PTAにおいて、研修会のテーマや学級・学年懇談会等の話題として、ネット上のいじめやインターネット等に関する家庭での取り組みなどについて取り上げ、未然防止に向けた啓発を図る。また、ネット上のいじめの未然防止に向け、近隣の学校や地域と連携を深める。

【PTA家庭教育宣言】

インターネットによるトラブルを回避するために、家庭でのルールを決めて実行すること等についてPTA総会で議決。(H27、4、25) ※以下、議決された宣言文

○子どもと話し合い、インターネットに接続できる通信機器の使用は午後9時までとするなど、家庭でのルールを決め、実行します。

○家庭での会話などを増やす工夫をし、あたたかな家族の温もりの中で子どもを育てていきます。

(3) 早期発見・早期対応の取り組み

① 「ネット上のいじめ」に気づく工夫と努力

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が考えられることから、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの早期発見にもつながる。したがって、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる変化を敏感に察知し、小さなサインでも見逃さないという意識を高め、生徒の様子に気を配ったり、生徒の心に寄り添いながら声をかけたりするなどの努力が必要である。

常日頃からの生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

【ネットパトロール】

電子掲示板等に生徒の個人名、トラブルにつながる書き込みがないか積極的にパトロールを行い、不適切な書き込みがあった場合は直ちに削除依頼を行う。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ① いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【生命、心身又は財産に重大な被害】に該当すると想定されるケース

- ◇生徒が自殺を図った場合 ◇身体に重大な傷害を負った場合
◇金品等に重大な被害を被った場合 ◇精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」とは年間30日間を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

【保護者からの申立】

保護者からの申立があった時点で、学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

- ④ 上記①～③以外の事案について、学校として重大事案として対処する必要があると判断したもの。

(2) 基本的な対応

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長に対して事態発生について報告する。市教育委員会及び学校は、当該重大事態に係わる対応についての経過も同様に報告する。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに児童警察署に通報する。

② 重大事態の調査

重大事態が発生した場合には、法第28条の規定に基づき、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を市教育委員会と共に実施する。

③ 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事案であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係わる調査を行うため、その下に調査組織を設ける。

【市教育委員会が調査主体となる場合】

専門委員会の調査を行うための組織とする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、その者が所属する職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

【学校が調査の主体となる場合】

調査の迅速性を図るため、「いじめ防止対策推進委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査を行うにあたっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても市教育委員会から指導助言を頂くとともに、関係機関ともより適切に連携し対応する。

「事実関係を明確にする」とは、いじめが重大事態の要因として疑われる場合に、以下のこと等に関する事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

【明確にする事実関係等】

- ◇いつ（いつ頃から）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【時期】
- ◇誰から行われ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【当事者】
- ◇どのような内容であったか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【内容】
- ◇いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか・・・・・【背景】
- ◇学校・教職員がどのように対応したか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【対応】

9 生徒理解のための具体的取り組み

| 月 | 活動内容・取組 | | |
|----|---------------|-------------------------|-----------------|
| 4 | 生活アンケート① | 部活動総会 | 職員会議（生徒理解） |
| 5 | Q-U① | 部活動総会 三者面談（1、2年） | 教科担当者会 小中連絡会 |
| 6 | | 部活動総会 | |
| 7 | いじめ発見調査アンケート① | 教育相談週間 三者面談（通知表配付） | 学年部会（教育相談共有） |
| 8 | 生活アンケート② | | 職員会議（教育相談共有） |
| 9 | | | |
| 10 | 生活アンケート③ | | |
| 11 | いじめ発見調査アンケート② | 教育相談週間 | 学年部会（教育相談共有） |
| 12 | Q-U② | 三者面談（通知表配付） | 職員会議（教育相談共有） |
| 1 | 生活アンケート③ | | |
| 2 | | | 学年部会（生徒理解） |
| 3 | | 三者面談（希望生徒） 事前相談（新入生） | |

10 点検・評価及び基本方針の見直し

(1) いじめ問題に係わる点検・評価の考え方

いじめは、インターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、子どもを取り巻く社会や環境の変化とともにその内容も変化している。したがって、その実態把握と取り組みの点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

(2) 点検と評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や適切な対応が促されるように取り組む。
- ② 生徒や地域の状況を十分踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価する。
- ③ 評価結果を踏まえ、いじめの防止等の取り組みの改善に生かす。
- ④ 評価にあたっては、以下の項目を参考に行う。
 - ・ 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めているか。
 - ・ 学校基本方針や取り組みについて、家庭や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・ いじめが生じた際に、学校全体で迅速かつ組織的に対応する体制が整備されているか。

【いじめ問題に関わる学校評価】

点検と評価に関しては、学校評価のみではなく、「いじめに関する保護者アンケート」「学校評議員会」「民生児童委員会」等の機会も見直しを推し進めるための貴重な意見を頂戴する機会ととらえて重要視していく。

- ⑤ 「いじめ防止対策推進委員会」は、学校基本方針の策定や見直し、学校基本方針に基づく取り組み状況、いじめ事例の検討等、学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。